

新型コロナウイルス感染症関連の制度概要一覧

(R3.8.27)

	【一般枠】	【別枠】					
制度名	経営安定資金 環境適応資金 (経済対策特別資金) 「新型コロナウイルス」	経営安定関連保証(セーフティネット保証) 4号		経営安定関連保証(セーフティネット保証) 5号		危機関連保証	
		経営安定資金 経済変動対策資金		経営安定資金 経済変動対策資金		経営安定資金 大規模危機対策資金	
限度額	1億円	2億8,000万円	1億円	2億8,000万円	1億円	2億8,000万円	8,000万円
資金用途	ただし、 他の環境適応資金の残高を含む	ただし、 他の①経営安定関連保証②災害関係保証(東日本大震災及び危機関連保証の対象となった災害に係るものに限る)③東日本大震災復興緊急保証④危機関連保証と合算で5億6,000万円以内 (無担保保険1億6,000万円+普通保険4億円)					
保証期間	10年(運転・設備とも)	10年(運転) 15年(設備) (無担保は10年)	10年(運転・設備とも)	10年(運転) 15年(設備) (無担保は10年)	10年(運転・設備とも)	10年(運転・設備とも)	10年(運転・設備とも)
据置期間	1年以内						2年以内
貸付利率	3年 1.2% 5年 1.3% 7年 1.4% 10年 1.5%	金融機関所定		金融機関所定		金融機関所定	
保証料率	0.38%~1.74%	0.80%	0.79%	0.68%	0.67%	0.80%	0.79%
保証料率割引	有担保割引あり ・ 会計参与設置会社割引あり	有担保割引なし ・ 会計参与設置会社割引あり					
資格要件	<p>新型コロナウイルスによる影響を受け、申込時点における1か月間(令和2年1月以降に限る、以下「当該月」という)の売上高等(※)が前年同月(又は2年前同月)と比べて3%以上減少していること。</p> <p>ただし、前年以降の店舗拡大等により上記の比較が不適当とされる場合には、次の①~③も可とする。</p> <p>①当該月の売上高等(※)が、当該月以前かつ当該月を含む連続する3か月間の売上高等(※)の月平均に比べて3%以上減少していること。</p> <p>②当該月の売上高等(※)が、令和元年12月の売上高等(※)に比べて3%以上減少しており、かつ、当該月の後2か月間を含む3か月間の売上高等(※)が令和元年12月の売上高等(※)の3倍に比べて3%以上減少することが見込まれること。</p> <p>③当該月の売上高等(※)が令和元年10月から12月までの売上高等(※)の月平均に比べて3%以上減少しており、かつ、当該月の後2か月間を含む3か月間の売上高等(※)が令和元年10月から12月の売上高等(※)に比べて3%以上減少することが見込まれること。</p> <p>(※) 売上高、売上総利益率又は営業利益率をいう</p>	<p>【セーフティの4号認定を受けること】 (認定基準) 次の①②の両方に該当すること</p> <p>①指定地域において1年以上継続して事業を行っていること。</p> <p>②新型コロナウイルスの発生に起因して、その事業に係る影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等(※)が前年同月に比べて20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等(※)が前年同期に比べて20%以上減少することが見込まれること。</p> <p>(※) 建設業においては、完成工事高及び受注残高も含む</p>	<p>【セーフティの5号認定を受けること】 (認定基準) 次の①②のいずれかに該当すること</p> <p>①指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等(※)が前年同期比で5%以上減少している。</p> <p>(時限的な運用緩和として、2月以降直近3か月の売上高が算出可能となるまでは、直近の(1か月の)売上高等の減少と売上高見込みを含む3か月間の売上高等の減少でも可。(例：2月の売上実績+3月、4月の売上高見込))</p> <p>②指定業種に属する業種を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにも関わらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者。</p> <p>(※) 建設業においては、完成工事高及び受注残高も含む</p>	<p>【危機関連保証の認定を受けること】 (認定基準) 次の①②の両方に該当すること</p> <p>①金融取引に支障を来しており、金融取引の正常化を図るために資金調達を必要としている。</p> <p>②経済産業大臣が認める日以降において、原則として最近1か月の売上高(※)又は販売数量が前年同月に比して15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれる。</p> <p>(※) 建設業においては、完成工事高又は受注残高も含む</p>			
認定書	—	セーフティネットの認定書(注1)				危機関連保証の認定書(注1)	
添付資料	取扱金融機関の証明申請書	認定書					
責任共有	対象	対象外		対象		対象外	
受付窓口	金融機関	金融機関・当協会(制度は中小企業振興課(旧:中小企業振興センター)も可)		金融機関		金融機関・当協会(制度は中小企業振興課(旧:中小企業振興センター)も可)	
期限等	—	(新型コロナウイルス感染症に関するものは) 令和3年12月1日認定申請分まで		現在の535業種での認定申請期間 令和3年8月1日~12月31日まで		令和3年12月31日認定申請分まで	

(注1) 経営安定関連保証(セーフティネット保証)、危機関連保証については、創業後1年を経過しておらず、前年の売上高等を比較できない場合においても利用できるよう、認定基準について弾力的な運用をしております。
(注2) 危機関連保証の認定を利用する場合には、指定告示期間内(~令和3年12月31日)に貸付実行をする必要があります。

新型コロナウイルス感染症関連の制度概要一覧

(R3.8.2)

		【別枠】	
制度名	伴走支援型特別保証制度		事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）
	ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策経営支援資金		経営改善サポート資金
限度額	4,000万円 <small>（伴走支援型特別保証制度とナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策経営支援資金の合算で4,000万円以内）</small>		2億8,000万円（組合は4億8,000万円） <small>（事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）と経営改善サポート資金の合算で2億8,000万円（組合は4億8,000万円）以内）</small>
資金使途	運転・設備（経営の安定に必要な事業資金）		運転・設備（事業再生の計画実施に必要な資金）
保証期間	10年以内（一括の場合は1年）		15年以内（一括の場合は1年）
据置期間	5年以内		5年以内
貸付利率	金融機関所定利率	3年 1.1% 5年 1.2% 7年 1.2% 10年 1.2%	金融機関所定利率 3年 1.1% 5年 1.2% 7年 1.3% 10年 1.4% 13年 1.5% 15年 1.6%
保証料率 <small>（保証料補助適用後）</small>	0.2%（経営者保証免除対応時も同率）		0.2%（経営者保証免除対応時も同率）
保証料率	0.85%（経営者保証免除対応時 1.05%）		責任共有対象 0.8%（経営者保証免除対応時 1.0%） 責任共有対象外 1.0%（経営者保証免除対応時 1.2%）
保証料率割引	有担保割引なし ・ 会計参与設置会社割引なし		
資格要件	次の①～③のいずれかの認定を受け、経営行動計画を策定した中小企業者 ①SN4号 ②SN5号（売上高等減少率15%以上に限る） ③危機関連保証 <small>※①③は新型コロナウイルス感染症に係るものに限る</small>		次に掲げるいずれかの計画（債権者全員の合意成立済み）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行、進捗状況の報告を行う中小企業者 ①独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画 ②認定支援機関（㈱東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年法律第113号）第59条第1項に規定する産業復興相談センターを含む。）の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画 ③特定認証紛争解決手続（法第2条第21項に規定）に従って作成された事業再生計画 ④㈱整理回収機構が策定を支援した再生計画 ⑤㈱地域経済活性化支援機構（㈱地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）に基づき設置）が再生支援決定を行った事業再生計画 ⑥㈱東日本大震災事業者再生支援機構（㈱東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき設置）が支援決定を行った事業再生計画 ⑦私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画 ⑧自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく調停における調書（同法第17条第1項の調停条項によるものを除く。）又は同法第20条に規定する決定において特定されたもの ⑨独立行政法人中小企業基盤整備機構が法第140条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画 ⑩経営サポート会議（信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場）による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画
認定書	SN4号・SN5号（売上減少率15%以上に限る）・危機関連保証 のいずれか		—
添付資料	①認定書 ②経営行動計画書 ③経営者保証免除対応確認書（申込人の希望に応じて）		①「資格要件」に規定する計画 ②経営者保証免除対応確認書（申込人の希望に応じて）
責任共有	SN4号、危機関連保証 → 責任共有対象外 SN5号 → 責任共有対象 <small>※特別小口保険・小口零細企業保証の利用は不可</small>		責任共有対象（ただし、次の①～③のいずれかに該当する場合は責任共有対象外） ①責任共有対象外となる既往分を同額借換する場合 ②令和2年2月1日～令和3年12月31日までに協会申込受付を行い、かつ貸付実行したSN5号の既往分を同額借換する場合 ③特別小口保険を利用する場合
受付窓口	金融機関		金融機関（ただし、経営サポート会議を利用した計画を有する場合は直接申込み可）
期限等	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで <small>※危機関連保証の認定を利用する場合には、指定告示期間内（～令和3年12月31日）での貸付実行が必要</small>	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで <small>（本制度は、令和4年3月31日までに貸付実行が必要）</small> <small>※危機関連保証の認定を利用する場合には、指定告示期間内（～令和3年12月31日）での貸付実行が必要</small>	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

（注1）伴走支援型特別保証制度の限度額は、他の①経営安定関連保証②災害関係保証（東日本大震災及び危機関連保証の対象となった災害に係るものに限る）③東日本大震災復興緊急保証④危機関連保証と合算で5億6,000万円以内（無担保保険1億6,000万円＋普通保険4億円）

（注2）上記期限内に協会での申込受付が必要です。